

平成19年 No. 5

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程

改正理由

学長最終候補者への同意の確認について規定し，その他用語の整理のため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 1 月 30 日 学長選考会議 審議承認

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 1 月 31 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第 2 号

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部改正について

改正理由：学長最終候補者への同意の確認について規定し、その他用語の整理のため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考基準) 第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営<u>することができる能力を有する者のうちから選考する。</u> (選考事由) 第4条 〔省略〕 (選考方法) 第5条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) 選考会議は、5人の候補者（以下「第1次候補者」という。）を<u>選考</u>する。 (2) 選考会議は、教授会に対し、<u>選考</u>した第1次候補者の氏名及び経歴を通知し、第1次候補者のうちから3人の候補者（以下「第2次候補者」という。）の推薦を依頼する。 (3) 教授会は、前号の推薦依頼を受け、教授会構成員による選挙を実施し、第2次候補者を<u>選出</u>し、選考会議に推薦する。 (4) 選考会議は、第2次候補者のうちから<u>学長最終候補者を選考</u>する。 2 選考会議は、第1次候補者の<u>選考</u>に当たり、本人の同意を得なければならない。 3 <u>選考会議は、第1項第4号に規定する学長最終候補者を選考するに当たり、本人の同意を得なければならない。</u> (選挙の運営) 第6条 前条第1項第3号に規定する選挙は、次条に規定する東京学芸大学学長選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が運営するものとする。 (選挙管理委員会) 第7条 1～4 〔省略〕 5 委員長は、選挙管理委員会の会務を<u>掌理</u>する。 6 〔省略〕 (選挙有資格者) 第8条 〔省略〕 (選挙) 第9条 選挙は、前条に規定する選挙有資格者による単記無記名投票により行い、	〔省略〕 (選考基準) 第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営<u>できる能力を有する者（以下「学長適任者」という。）のうちから選考する。</u> (選考事由) 第4条 〔省略〕 (選考方法) 第5条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) 選考会議は、5人の候補者（以下「第1次候補者」という。）を<u>選定</u>する。 (2) 選考会議は、教授会に対し、<u>選定</u>した第1次候補者の氏名及び経歴を通知し、第1次候補者のうちから3人の候補者（以下「第2次候補者」という。）の推薦を依頼する。 (3) 教授会は、前号の推薦依頼を受け、教授会構成員による選挙を実施し、第2次候補者を<u>選定</u>し、選考会議に推薦する。 (4) 選考会議は、第2次候補者のうちから<u>学長予定者を選定</u>する。 2 選考会議は、第1次候補者の<u>選定</u>に当たり、本人の同意を得なければならない。 (選挙の運営) 第6条 選挙は、次条に規定する東京学芸大学学長選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が運営するものとする。 (選挙管理委員会) 第7条 1～4 〔省略〕 5 委員長は、選挙管理委員会の会務を<u>総理</u>する。 6 〔省略〕 (選挙有資格者) 第8条 〔省略〕 (選挙) 第9条 選挙は、前条に規定する選挙有資格者による単記無記名投票により行い、

得票高点順に上位 3 人を選出する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、そのすべてを採る。

2 〔省略〕

（選考会議への推薦及び公示）

第 1 0 条 選挙管理委員会は、選挙の結果により選出された者について、その氏名を得票数を付して得票順に配列し、直ちに選考会議に推薦するとともに、公示しなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成19年1月31日から施行する。

得票高点順に上位 3 人を選定する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、そのすべてを採る。

2 〔省略〕

（選考会議への推薦及び公示）

第 1 0 条 選挙管理委員会は、選挙の結果により選定された者について、その氏名を得票数を付して得票順に配列し、直ちに選考会議に推薦するとともに、公示しなければならない。

〔省略〕